

国際家事ADR事件に関する手続規則

施行 平成 二六・ 七・一七

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）が行う国際家事ADR事件に係る仲裁手続及び和解手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「国際家事ADR事件」とは、外務省と本会との間の業務委託の範囲内で行われる国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「ハーグ条約実施法」という。）の適用がある子の返還又は子との面会その他の交流に関する事件で、ハーグ条約実施法第六条第一項の決定（以下「外国返還援助決定」という。）又は第十七条第一項の決定（以下「日本国面会交流援助決定」という。）がなされたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、仲裁手続規則において使用する用語の例による。

(書面をもってする通知等)

第三条 仲裁手続規則第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、国際家事ADR事件において同規則第十七条、第三十二条第一項、第三十五条第四項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十四条第四項及び第四十五条第二項の通知を郵便で行う場合は、配達証明書付書留郵便、受取通知の国際郵便、国際宅配便又はこれに準じる方法をもって行う。

2 仲裁手続規則第四十二条第五項の規定にかかわらず、国際家事ADR事件における和解契約書の送付は、前項に定める方法をもって行う。

(申立時の提出書類)

第四条 国際家事ADR事件に係る仲裁等申立を行うには、仲裁手続規則第十一条第一項に掲げる書類のほか、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

- 一 外国返還援助決定の申立人宛ての通知の写し
- 二 日本国面会交流援助決定の申立人宛ての通知の写し
- 三 ハーグ条約実施法第四条第一項の規定による外国返還援助の申請又は第十六条第一項の規定による日本国面会交流援助の申請に係る申立人宛ての通知の写し

(期日)

第五条 仲裁センター規則第十五条第一項の規定にかかわらず、国際家事ADR事件の期日は、会館内又は仲裁センター 運営委員会（以下「委員会」という。）の指定する場所と当事者の居住地等仲裁センター又は仲裁人等が相当と認める場所とをテレビ会議、電話会議その他の電気通信回線を利用した方法により連絡させた上で開催することができる。この場合において、仲裁人等は、当事者に対しパスポート等の顔写真の付された本人確認書類の提示又は写しの提出を求めることができる。

2 前項の規定により期日を開催した場合は、開催場所に出頭しなかった当事者も期日に出頭したものと

みなす。

(翻訳及び通訳)

第六条 国際家事ADR事件の仲裁人等は、適当と認めた場合、翻訳又は通訳を利用することができる。

2 国際家事ADR事件の仲裁人等は、適当と認めた場合、当事者に対し、当該当事者が提出する書面の全部又は一部について、国際家事ADR事件の仲裁人等が適当と認める言語による訳文の提出を求めることができる。

(書面の提出)

第七条 国際家事ADR事件における書面の提出は、ワードファイル、PDFファイルその他の電子データを電子メールに添付して送付する方法により行うことができる。この場合において、仲裁人等は、当該書面の原本又はその写しの提出を求めることができる。

(言語)

第八条 国際家事ADR事件の手続において使用する言語は、日本語とする。ただし、仲裁人等が適当と認めるときは、その他の言語を使用することができる。

(報告書の作成)

第九条 国際家事ADR事件の仲裁人等は、担当した個別の事件が終了した場合は、委員会が定める様式による個別事案終了報告書を速やかに作成し、仲裁センターに提出しなければならない。

(手数料)

第十条 仲裁手続規則第十一条第一項、第十三条及び第四十六条並びに仲裁手数料規則の規定にかかわらず、国際家事ADR事件における手数料(消費税相当額を含む。)及び費用のうち、次に掲げるものについては、外務省と本会との間の業務委託で定める範囲内において納付を要しない。

- 一 申立手数料
- 二 期日手数料(ただし、四期日まで)
- 三 成立手数料
- 四 翻訳費
- 五 通訳費
- 六 通信費

(他の規則の適用)

第十一条 国際家事ADR事件について、この規則に定めのない事項は、仲裁手続規則、仲裁手数料規則その他の仲裁センターに関する本会の規則による。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十六年七月十七日)から施行する。